

# 大学等における修学の支援に関する法律

## 目次

### 第一章 総則（第一条・第二条）

### 第二章 大学等における修学の支援

#### 第一節 通則（第三条）

#### 第二節 学資支給（第四条・第五条）

#### 第三節 授業料等減免（第六条—第十六条）

### 第三章 雜則（第十七条・第十八条）

### 第四章 罰則（第十九条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するためには必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十一条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

## 第二章 大学等における修学の支援

### 第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

### 第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

### 第三節 授業料等減免

#### （授業料等減免）

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（大学等の確認）

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主管部门（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一 大学等の教育の実施体制に關し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するためには必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

（確認要件を満たさなくなつた場合等の届出）

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいづれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

- 一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
- 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。
- 三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

（減免費用の支弁）

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国

- 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体
  - 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体
  - 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体
  - 五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県
- （国の負担）
- 第十一條 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。
- （認定の取消し等）
- 第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告等)

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させる

ことができる。

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告、命令等）

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行つていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することが

できる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（確認の取消し）

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。

二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。

三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に關し不正な行為をしたとき。

- 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
- 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

- 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

- 七 確認大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに確認の取消しをしようとするとき前三年以内にこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者があるとき。

21 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

- 第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学

しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

### 第三章 雜則

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いすれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができ  
る。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金

」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

#### （文部科学省令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### 第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

### （施行前の準備）

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

### （検討）

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法

律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第

号) 第二条第三項に規定する確認大学等(以下この項において「確認大学等」という。)に在学する」を、「認定された者」の下に「(同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。)」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出として「(補助金)」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第二十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」という。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金（以下この条において単に「学資支給基金」という。）は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで（残余がない場合にあつては、前項の支給が終了する日まで）の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余

があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

（地方財政法の一部改正）

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費

↙

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。」又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ）を加える。

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第       号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するためには、必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。」（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ）を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律  
第一号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の二及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 理 由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

目 次

- |  |   |
|--|---|
| ○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）          | 1 |
| ○ 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号） | 1 |
| ○ 地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）                   | 1 |
| ○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）                  | 1 |
| ○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）           | 1 |
| ○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）                   | 1 |

改 正 案

現 行

（学資の支給）

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。

2・3 （略）

（不正利得の徴収）

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 （略）

（学資の支給）

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2・3 （略）

（不正利得の徴収）

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 （略）

(補助金)

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、  
第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する  
費用の一部を補助することができる。

(補助金)

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、  
第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する  
経費の一部を補助することができる。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の  
支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるた  
めに学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助  
金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の  
者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに  
充てるものとする。

2 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学  
資支給基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。  
）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。」の場合に  
おいて、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「  
金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする  
。

4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給  
基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基  
金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別  
の勘定を設けて経理しなければならない。

(削除)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)  
(削除)

をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)  
三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の  
規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

○ 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）

改 正 案	現 行
附 則	（検討）
	<p>（削除）</p> <p>第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘査し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p>
	<p>（削除）</p> <p>（住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。</p> <p>一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の八十の項及び別表第二の百六の項</p>

改 正 案

現 行

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一～三十四（略）

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等  
減免に要する経費

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一～三十四（略）

（新設）

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

改 正 案	現 行
<p>（固定資産税の非課税の範囲）</p> <p>第三百四十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの</p> <p>十四～四十四（略）</p> <p>3～10（略）</p>	<p>（固定資産税の非課税の範囲）</p> <p>第三百四十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの</p> <p>十四～四十四（略）</p> <p>3～10（略）</p>

改 正 案

現 行

（運営審議会）

第十八条（略）

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ。）のみに係るもの）について審議する。

3～8（略）

（業務）

第二十三条（略）

2・3（略）

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第号）第十一条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

5 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

（運営審議会）

第十八条（略）

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）のみに係るもの）について審議する。

3～8（略）

（業務）

第二十三条（略）

2・3（略）

（新設）

4 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ。）の執行に関する必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

256 (略)

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号及び第四項の規定により事業団が交付する補助金及び減免資金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

156 (略)

七 第二十三条第一項から第四項までに規定する業務以外の業務

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）の執行に関する必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

256 (略)

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

156 (略)

七 第二十三条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務

を行つたとき。

## 八〇十三 (略)

2 (略)

### 附 則

#### (私立学校等の特例)

第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号及び第四項を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）

）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によつて設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園（以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によつて設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

を行つたとき。

## 八〇十三 (略)

2 (略)

### 附 則

#### (私立学校等の特例)

第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によつて設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

改 正 案		現 行
（所掌事務）	（所掌事務）	
第四条 （略）	第四条 （略）	
2 （略）	2 （略）	
3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	
一～二十七の五 （略）	一～二十七の五 （略）	
二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成二十一年法律第 号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。	二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成二十一年法律第 号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。	
二十八～六十二 （略）	二十八～六十二 （略）	
（子ども・子育て本部）	（子ども・子育て本部）	
第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。	第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。	
2～8 （略）	2～8 （略）	

# 追加用例集

(大学等における修学の支援に関する法律案(仮称))

## ＜目次＞

第1条関係	1
「この法律は、…〇〇〔し〕、〇〇することにより、…〇〇を図り、 もって〇〇に寄与することを目的とする。」	
第1条・第7条第2項第1号関係	1
「豊かな人間性を備えた創造的な人材（の）育成」	
第1条関係	2
「経済的負担を軽減する」	
第1条関係	3
「…負担を軽減することにより、」	
第1条関係	3
「子どもを…生み、育てることができる環境」	
第1条関係	4
「安心して…生み、育てることができる環境」	
第1条関係	4
「子どもを安心して生み、育てることができる環境」	
第1条関係	5
「〇〇〔する〕ことにより、…環境の整備を図り、」	
第7条第2項柱書関係	5
「…を求められた場合において、…と認めるときは、…ものとする。」	
第7条第2項柱書関係	6
「当該求め」	
第7条第2項柱書関係	7
「〇〇が次に掲げる要件…を満たしていると認めるときは、」	
第7条第2項柱書関係	7
「と認めるときは、その〇〇をするものとする。」	
第7条第2項各号関係	8
要件のうち、消極要件を積極要件より後に規定する例	
第7条第2項第1・2号関係	8
複数の要件について具体的な内容を省令で規定することとしている 例	
第7条第2項第1・2号関係	9
「…に関し、〇〇が…ために必要な」	
第7条第2項第1号関係	9
「教育の実施」	
第7条第2項第1号関係	10
「実施体制」	
第7条第2項第2号関係	10
「〇〇（学校を指す用語）の経営」	
第7条第2項第2号関係	11
「経営基盤」	

第7条第2項第3号関係	11
「〇〇が、…者又は…者で、〇〇又は〇〇から起算して〇年を経過しないもの」	
第7条第2項第3号関係	12
「…日から…〇年を経過しない…でないこと。」	
第8条第3項関係	12
「〇〇〔何らかの利益の提供〕の期間」	
第8条第3項関係	13
「〇〇に定めるもののほか、Aの〇〇その他の…Aに関し必要な事項は、〇〇で定める。」	
第9条第1項関係	13
「次の各号のいずれかに該当することとなったときは、…その旨を〇〇に届け出なければならない。」と規定し、各号において「…とき」と規定する例。」	
第9条第1項第1号・第15条第1項第1号関係	14
「要件を満たさなくなったとき。」	
第14条第1項関係	14
「〇〇は、…その他〇〇と認める場合には、〇〇に対し、〇〇（す）べきことを勧告することができる。」	
第14条第1項関係	15
「〇〇と認める場合その他…〇〇と認める場合」	
第14条第1項関係	15
「〇〇が…〇〇を適切に行っていないと認める」	
第14条第1項関係	16
「〇〇の適正な実施を確保するため必要がある」	
第14条第1項関係	16
「〇〇の実施の方法の改善…その他」	
第15条第1項第3号関係	17
「〇〇が…〇〇に関し不正な行為をしたとき。」	
第15条第1項第4号・第19条第2項関係	18
報告等を求める規定で「Xの提出若しくは提示」を求める旨規定し、これに対し虚偽のXの提出若しくは提示をした場合を取消事由と处罚事由の双方に規定する例	
附則第6条第3項関係	19
「〇〇の規定により国庫に納付する」	
附則第12条（事業団法第23条第3項）関係	19
「国の〇〇〔資金、補助金等〕」	

### 第1条関係

「この法律は、…〇〇〔し〕、〇〇することにより、…〇〇を図り、もって〇〇に寄与することを目的とする。」

### ○構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）

#### （目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育・物流・研究開発・農業・社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

### 第1条・第7条第2項第1号関係

「豊かな人間性を備えた創造的な人材（の）育成」

### ○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第二百九十四号）

#### （機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受け入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

第1条関係

「経済的負担を軽減する」

○総合特別区域法(平成13年法律第八十一号)

(定義)

第一条 (略)

2 この法律において「特定国際戦略事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(略)

2 次に掲げる事業であつて法人により行われるもの

の

(略)

ロイの政令で定める事業であつて地方公共団体が当該事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの(前号に掲げる事業に係る規制の特例措置で内閣府令で定めるものの適用を受けて行われるもの又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る)。

3 (略)

3～5 (略)

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成11年法律第十八号)

(受給資格)

第二条 (略)

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(略)

2 次に掲げる者

(略)

3 前二号に掲げる者のか、前項に規定する者の保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう)その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者(以下「保護者等」といふ)の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

第1条関係

「…負担を軽減することにより、」

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(平成十八年法律第九十一号)

(定義)

第一条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義  
は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設  
の利用に係る身体の負担を軽減することにより、そ  
の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を  
向上することをいう。
- 三～十八 (略)

第1条関係

「子どもを…生み、育てることができる環境」

○福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第一五  
号)

(基本理念)

第一条 原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子  
力災害により多數の住民が避難を余儀なくされたこ  
と、復旧に長期間を要する」と、放射性物質による汚  
染のおそれに対する因して住民の健康上の不安が生じて  
いること、「これらに伴い安心して暮らして子供を生  
み、育てる」ことができる環境を実現するとともに、社  
会経済を再生する必要があることその他の福島が直  
面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等  
を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決するこ  
とによう、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社  
会の継ぎ手の維持及び再生を図ることを目的として、  
行われなければならない。

2～5 (略)

○福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)

※議員立法

(基本理念)

第二条 原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要する」と、放射性物質による汚染のおそれに対する住民の健康上の不安が生じてゐる」と、これらに伴い「安心して暮らす」、「子どもを生み育てる」とができる環境を実現する」とともに、社会経済を再生する必要がある」と、その他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の紛糾の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

2～5 (略)

第1条関係

「安心して…生み、育てることができる環境」

○少子化社会対策基本法(平成十五年法律第二十一号)

※議員立法

(施策の基本理念)

第二条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成と並んで、家庭や子育てに夢を持ち、かゝ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てる」とができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2・3 (略)

第1条関係

「〇〇 [する] ことにより、…環境の整備を図り、」

○原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）

（目的）

第一条 この法律は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）

（目的）

第一条 この法律は、一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることから、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定める」と、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第7条第2項柱書関係

「…を求められた場合において、…と認めるときは、…ものとする。」

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第二百三十二号）

第七条 生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めると、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第7条第2項柱書関係

「当該求め」

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）

（新技術等実証に係る新たな規制の特例措置の求め）

第九条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等

実証を実施しようとするとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることがでござる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 (略)

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第二百四十三号）

（締約国等の権限ある当局に対する情報提供等）

第三十条 経済産業大臣は、締約国等に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、当該締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に証明書受給者、特定証明資料提出者、特定第一種原産品証書交付者その他の関係者に関する情報が含まれている場合において、当該情報を当該締約国等の権限ある当局に提供することについてその者の同意がない場合は、（の限りでない。）

2 経済産業大臣は、締約国等の権限ある当局から前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応じるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該第一種特定原産地証明書を発給した指定発給機関に対し、期限を付けて、報告又は資料の提出を求めることができる。

3～5 (略)

第7条第2項柱書関係

「〇〇が次に掲げる要件…を満たしていると認めるときは、」

○地方公共団体金融機関法(平成十九年法律第六十四号)  
(設立の認可等)

第九条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わ  
ったときは、定款及び事業計画書を総務大臣に提出し、

設立の認可を申請しなければならない。

第十条 総務大臣は、前条の規定による認可の申請があ  
った場合において、その申請が次に掲げる要件を満た  
していると認めるときは、設立の認可をするものとす  
る。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が

法令の規定に適合するものであること。

二 第二十八条第一項各号に掲げる業務が確定に遂  
行されるものと見込まれること。

三 前項の規定は、第五条第二項の定款の変更の認可に  
ついて準用する。

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出に  
よる若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成二  
十年法律第三十七号)

(計画の認定)

第五条 (略)

2～5 (略)

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請が  
あつた場合において、計画が次に掲げる基準に適合す  
ると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本指針に適合するものであること。

二 当該計画の実施が当該計画の区域における若者

の修学及び就業の促進に相当程度寄与するもので  
あると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるもので  
あること。

7～9 (略)

第7条第2項各号関係

要件のうち、消極要件を積極要件より後に規定する例

○児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）

第三十五条（略）

②～④（略）

（認定）

⑤ 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準

（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

二 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

（イ）（ア）（略）

（認定）

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

第八条（略）

（認定）

2（略）  
3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一（略）

二 申請者が、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を取り扱し、並びに整理し、及び加工して匿名加工医療情報を適確に作成し、及び提供するに足りる能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合していること。

三 医療情報等及び匿名加工医療情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該医療情報等及び匿名加工医療情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置が講じられていること。

4・5（略）

第7条第2項第1・2号関係

「…に關し、○○が…ために必要な」

○職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）

（指針）

第四十八条 厚生労働大臣は、第三条、第五条の三、第五条の四、第三十三条の五、第四十二条、第四十二条、第五条の四、第三十三条の二に定める事項に關し、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者が適切に対処するためには、必要な指針を公表するものとする。

第7条第2項第1号関係

「教育の実施」

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）

（学校教育法の特例）

第十二条（略）  
2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社（以下の条及び第十九条第一項第一号並びに別表第二号において「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。

3 13 (略)

第7条第2項第1号関係

「実施体制」

○臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）  
(臨床研究実施基準)

第三条 (略)

2 (略)

一 臨床研究の実施体制に関する事項  
二～六 (略)

3 (略)

第7条第2項第2号関係

「〇〇（学校を指す用語）の経営」

○構造改革特別区城法（平成十四年法律第百八十九号）  
(学校教育法の特例)

第十二条 (略)

2 (略)

一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び  
設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経  
営に必要な財産を有すること。  
二 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営す  
るために必要な知識又は経験を有すること。

3 (略)

7～13 (略)

第7条第2項第2号関係

「経営基盤」

○産業競争力強化法(平成二十一年法律第九十八号)

(中小企業者への配慮)

第一百三十六条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再編又は中小企業本拠事業再生の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

第7条第2項第3号関係

「〇〇が、…者又は…者で、〇〇又は〇〇から起算して〇年を経過しないもの」

○介護保険法(平成九年法律第百一十三号)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 (略)

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。)に係る指定の申請にあつては、第六号の一、第六号の三、第十号及び第十一号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の一第一項本文の指定をしてはならない。

一~六の三 (略)

七 申請者が、第七十八条の十(第一号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

5~11 (略)

七の二~十二 (略)

第7条第2項第3号関係

「…日から…〇年を経過しない…でないこと。」

○電子記録債権法（平成十九年法律第二百一号）

（電子債権記録業を営む者の指定）

第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、  
その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電  
子債権記録業」という。）を営む者として、指定する。  
とができる。

一 (略)  
二 第七十五条第一項の規定によりこの項の指定を  
取り消された日から五年を経過しない者でない  
と。

三 (略)  
(略)

2 (略)

第8条第3項関係

「〇〇【何らかの利益の提供】の期間」

○小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百一号）

（共済金の分割支給等）

第九条の二 (略)

4 分割払の方法による共済金の支給の期間（以下「分  
割支給期間」という。）は、共済契約者の選択により、  
第一項の請求後最初の支給期月から十年間又は十五  
年間のいずれかとする。

5 (略)

6 (略)

### 第8条第3項関係

「〇〇に定めるもののほか、Aの〇〇その他の…Aに關し必要な事項は、〇〇で定める。」

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

（質問票）

第三十条（略）

2・3（略）

4 前二項及び次条第一項に定めるもののほか、質問票の記載事項その他の質問票に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

○住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）

附 則

（外国人住民に係る住民票に関する経過措置）

第三条（略）

2・5（略）

6 前各項に定めるもののほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に關し必要な事項は、政令で定める。

○住宅宿泊事業法（平成十九年法律第六十五号）

（届出）

第二条（略）

2・5（略）

6 住宅宿泊事業者が次の各号のいずれかに該当する」ととないたときは、当該各号に定める者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 住宅宿泊事業者である個人が死亡したとき その相続人

二 住宅宿泊事業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

三 住宅宿泊事業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 住宅宿泊事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

五 住宅宿泊事業を廃止したとき 住宅宿泊事業者であつた個人又は住宅宿泊事業者であつた法人を代表する役員

7（略）

第9条第1項第1号・第15条第1項第1号関係

「要件を満たさなくなったとき。」

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成二十三年法律第十七号)

(補償契約の解除)

第11条 政府は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、将来に向かつて補償契約を解除することができる。

- 一 当該補償契約に係る展覧会が第三条第二項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- 二 当該補償契約の相手方である展覧会の主催者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 第三条第三項に規定する要件を満たさなくなつたとき。

ローニ (略)

第14条第1項関係

「〇〇は、…その他〇〇と認める場合には、〇〇に対し、〇〇(す)べきことを勧告することができる。」

○鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十一号)

第二十二条の三 國土交通大臣は、鉄道事業者が鉄道線路又は停車場の建設又は改良を行おうとする場合において当該鉄道線路又は停車場の建設又は改良に連する乗継円滑化措置を講ずることが經濟的かつ合理的であるときその他利用者の利便の増進の程度、建設又は改良に要する費用等を考慮して特に必要があると認める場合に在鉄道事業者に対し、乗継円滑化措置を講すべきことを勧告することができる。

2 (略)

第14条第1項関係

「〇〇と認める場合その他…〇〇と認める場合」

○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）  
(地域自治区の区域)

第二十四条（略）

2～6（略）

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8～14（略）

第14条第1項関係

「〇〇が…〇〇を適切に行っていないと認める」

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）  
(認証紛争解決事業者の認定)

第五十一条（略）

3～2（略）

3～2 経済産業大臣は、第一項の認定を受けた認証紛争解決事業者が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は第五十六条第一項の償還すべき債務の金額に係る確認若しくは第五十八条第一項の資金の借り入れに係る確認を適切に行つていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第14条第1項関係

「〇〇の適正な実施を確保するため必要がある」

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）

（助言又は勧告）

第十四条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基本方針（第四条第一項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針）を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自施工者に対し、分別解体等の実施に關し必要な助言又は勧告をすることができる。

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第二百四号）

（勧告）

第二十二条 沖縄県知事は、環境保全型自然体験活動が認定協定（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて実施されていないと認めるとき、又は当該認定協定に係る認定区域内における環境保全型自然体験活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定協定に係る協定代表者又は単独事業者に対して、環境保全型自然体験活動の実施の方法の改善、当該認定協定の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十  
七号）

（命令）

第五十七条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第二百四号）

（勧告）

第二十三条 沖縄県知事は、環境保全型自然体験活動が認定協定（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて実施されていないと認めるとき、又は当該認定協定に係る認定区域内における環境保全型自然体験活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定協定に係る協定代表者又は単独事業者に対して、環境保全型自然体験活動の実施の方法の改善、当該認定協定の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第15条第1項第3号関係

「〇〇が…〇〇に~~関~~し不正な行為をしたとき。」

○倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）  
(営業の停止及び登録の取消し)

第二十一条 国土交通大臣は、倉庫業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて営業の停止を命じ、又は第三条の登録を取り消すことができる。

一・一 (略)

三 営業に~~關~~し不正な行為をしたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

○道路交通法（昭和二十五年法律第二百五号）  
(駐車監視員資格者証)

第五十一条の十三 (略)

2 公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に係る駐車監視員資格者証の返納を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前条第五項の規定に違反し、又は放置車両の確認等に~~關~~し不正な行為をし、その情状が駐車監視員として不適当であると認められるとき。

### 第15条第1項第4号・第19条第2項関係

報告等を求める規定で「Xの提出若しくは提示」を求める旨規定し、これに対し虚偽のXの提出若しくは提示をした場合を取消事由と处罚事由の双方に規定する例

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)

(報告徴収等)

若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五～七 (略)

第十三条 主務大臣は、この章(次節を除く。)の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者(以下この項及び次条第一項において「実習実施者等」という。)、監理団体若しくは監理団体であった者(以下この項、次条第一項及び第三十五条第一項において「監理団体等」という。)若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは監理団体等の役員(以下この項において「役職員」という。)若しくは役職員であった者(以下この項及び次条第一項において「役職員等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に關係者に対し質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第三十五条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一一一二 (略)

18

2 (略)

(認定の取消し等)  
第十六条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 第十三条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、

附則第6条第3項関係

「〇〇の規定により国庫に納付する」

○日本年金機構法施行令（平成二十一年政令第「百八十九号）

（国庫に納付する不要財産等の帰属する会計）

第八条 法第四十四条の一第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産（金銭を除く。）に關し国庫に納付する金額は、年金特別会計に帰属する。

2 (略)

○独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）

（既往債権管理勘定における中期目標の期間の最後の事業年度の納付の手続等）

第十二条 附則第九条から第十二条までの規定は、機構が法附則第七条第十項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について適用する。この場合において、附則第九条及び第十条中「当該事業年度」とあるのは、「当該中期目標の期間の最後の事業年度」と読み替えるものとする。

○産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）  
(研究開発に係る資金の重点化等)

第十条 固は、産業技術力の強化の効果的な実施を図るため、国の資金により行われる研究及び開発の適切な評価を行い、その結果を予算の配分へ反映させること等により、産業技術に関する研究及び開発に係る資金の重点化及び効率化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

附則第12条（事業団法第23条第3項）関係

「国の〇〇〔資金、補助金等〕」

○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第4十八号）  
(業務)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行つ。  
一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付する」と。  
二二一 (略)  
二二四 (略)

# 大学等における修学の支援に関する法律案

## 内閣法制局御指摘事項御説明資料

平成31年1月 文部科学省高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

### ＜目次＞

#### 1. 御指摘を踏まえた修文案等について

第1条及び第7条第2項第1号関係（目的規定及び確認要件の修正について）	1
第7条第2項第3号関係（確認要件における欠格事由について）	3
第8条関係（授業料等減免の実施に必要な事項の定め方について）	4
第15条第1項第4号関係（「虚偽の物件の提出若しくは提示」について）	7
第17条第2項・附則第12条関係（事業団から学校法人に対し減免資金を「交付」すると規定することについて）	10
第19条第3項関係（「対して」について）	12
附則第5条関係（不正利得の徴収の見出しについて）	13
附則第5条関係（不正利得の徴収に係る加算率の設定について）	17
附則第6条第2項関係（学資支給基金に係る経過措置について）	19
附則第6条第3項及び第7条関係（罰則規定と「なお効力を有する」規定について）	20
附則第12条関係（事業団による減免資金の交付先を「学校法人」と規定することについて）	24

#### 2. 御指摘以外の修文案について

第15条関係（見出しについて）	26
第15条第1項第1号関係（「確認要件を満たさなくなったとき」について）	27
附則第9条及び第11条関係（地方財政法の一部改正における追加する号の規定ぶり及び地方税法の一部改正に伴う経過措置追加について）	28

## 第1条及び第7条第2項第1号関係（目的規定及び確認要件の修正について）

### 1. 「子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備」の追記

少子化施策として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することは、理想の子供を持たない要因となっている教育にかかる費用負担（※）への不安を解消することで、子育てをしやすい環境の醸成が生じ、安心して子どもを生むことができるようになり、ひいては少子化の進展への対処に寄与することになる。

原案の第1条においては、こうした今回の支援措置と少子化の進展への対処に寄与することの関係が明確に表現できていなかったことから、今回の修正においてその点を明確にした。

※ 実際に、理想の子供数を持たない主な理由として、子育てや教育に費用がかかりすぎることが挙げられており（参照別添1）、また、「どのような支援があれば、子どもが欲しいか」との質問には、「将来の教育費に対する補助」との回答が最も多い（参考別添2）といった調査結果が得られている。

### 2. 「豊かな人間性を備えた創造的な（人材）」の目的規定及び確認要件への追記

複雑で予測困難な社会において、自立し、活躍できる人材となるためには、他者と協働しつつ、複雑化・多様化した現代社会の課題解決に向けて新しい価値を生み出していくことが必要とされており、人材育成にあたっては、豊かな人間性と創造性を育成するという観点が重要である。

このため、以下の点も踏まえて、目的規定及び確認要件の文言を、「社会で自立し、活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成」とする。

- ・独立行政法人日本支援機構法（平成15年法律第94条、以下「機構法」という。）第3条において、機構の目的に「豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成」のために奨学金事業を行っていること
- ・大学等における修学への支援として、機構法による学資支給金の支給が一つの柱としており、本法律案でも機構の目的と同様のことを規定することで、同じ方向性での人材の育成を目指すことを明確にすることが適当であること

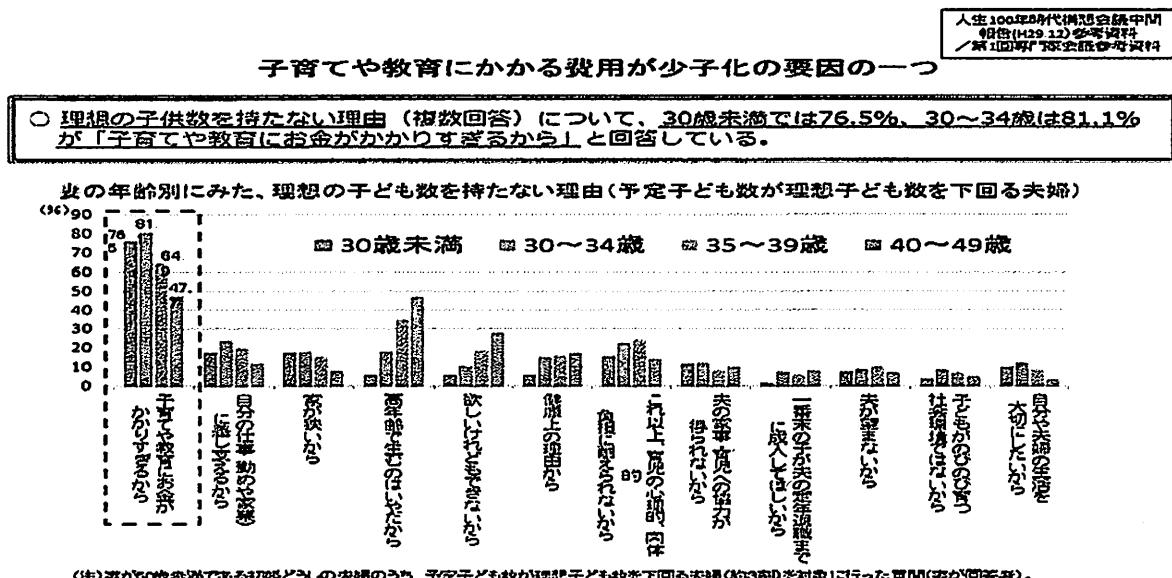
#### 《参考》

- 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）  
(機構の目的)

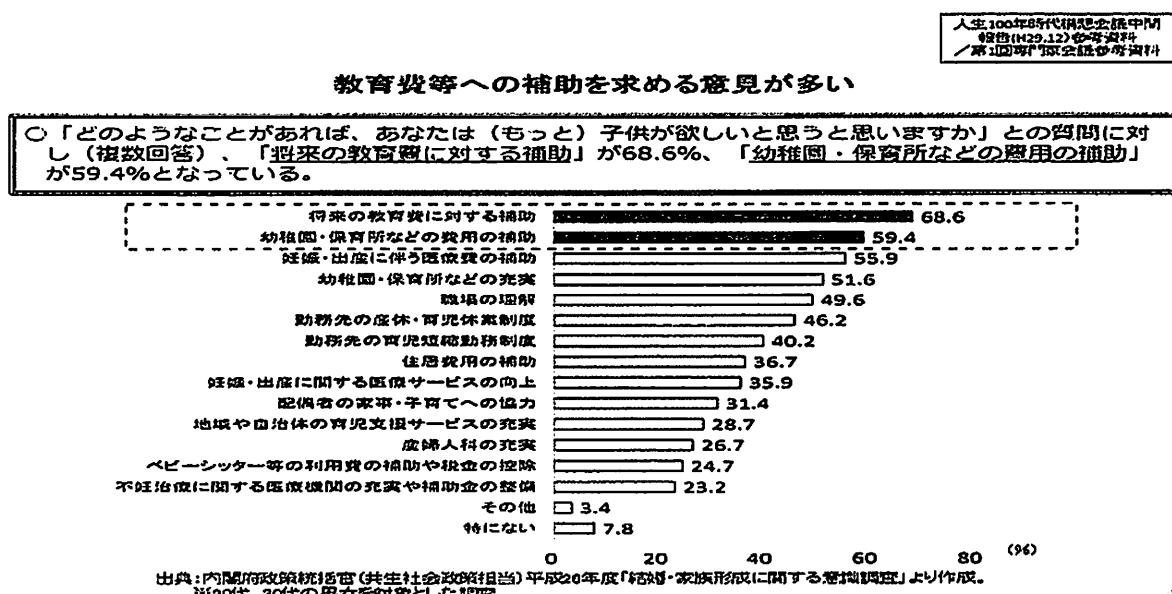
第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対し

て行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

## ＜参考別添1＞



## ＜参考別添2＞



## 第7条第2項第3号関係（確認要件における欠格事由について）

旧条文案第15条第2項では、確認を取り消された大学等の設置者及びこれに準ずる者が3年間は確認を求めることができないことを規定していたが、今回、御指摘も踏まえ、上記の内容を欠格事由とし、確認要件の一つとして位置づけることとした（新第7条第2項第3号）。

なお、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等では、欠格事由と取消し事由が整合する仕組みをとっており、これらの前例に照らしても、今回の条文案のような規定ぶりは適当であると考えられる。

## 第8条関係（授業料等減免の実施に必要な事項の定め方について）

本法律案では、授業料等減免制度を創設することとしており、基本的な仕組みとしては、大学等の設置者が授業料等減免対象者を認定するとともに、当該授業料減免対象者に対して授業料等減免を行い、国及び地方自治体は当該授業料等減免に要する費用を支弁するものである。

本法律案で、上記の仕組みを規定するとともに、制度の実施に必要な基本的な事項として、①授業料等減免対象者（以下「対象者」という。）の範囲、②授業料等減免の額、③期間等について規定する。

### ①対象者の認定要件について

対象者の範囲は、本制度において最も基本的な事項であることから、対象者の認定要件は、「確認大学等に在学する学生等のうち、・・・特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの」であることを法律上規定する。

対象者の認定の具体的な基準及び方法としては、下記の事項を予定しているが、これらについては、学生等の修学の状況や確保される予算等に応じて、適時見直しを図ることも必要であることから、上記対象者の範囲内で、「文部科学省令に定める基準及び方法に従い」、認定することとする。

#### （省令に規定する予定の基準及び方法について）

- ・選考は次の①及び②により行うこと

①特に優れた学生等であることについては、学力や意欲を総合的に判断することとし、その具体的な成績基準や意欲確認の判断の根拠となる資料（レポート等）等について規定することとしている。

②極めて修学に困難があることについては、課税標準額の多寡に応じて判断し、全額支援、三分の二の額支援又は三分の一の額支援の三区分（それぞれ年収0円～約270万円未満、年収約270万円未満～300万円未満、年収300万円～380万円未満の世帯が相当）を設けることを予定している。

※ 認定後、適格認定を行い、その結果に応じて、必要に応じて認定の取消し・停止・警告等を行う。

- ・選考は次に掲げる者について行うこと。

①高校卒業又は高卒認定試験合格後2年以内の入学者であること

②過去において大学等に入学したことがないこと

③同時に二以上の大学等の課程に在学するときは、その選択した一の大学等の課程について申請した者であること 等

### ②授業料等減免の額

対象者が支援を受ける上で最も重要な事項は授業料等減免の額であるため、対象者の認定要件に次いで規定する。

具体的な額については、大学等の授業料等の変化等を踏まえて、適時見直しを行う必要があることから、下位法令に委任して規定することとする。本制度が国及び地方公共

団体による公費負担により行われるものであり、その財政に直接的に影響することから、委任は省令ではなく、政令とする。

なお、額の上限額については、学校種（大学（短期大学を除く。）、短期大学、高等専門学校又は専門学校）、国公私立、昼間・夜間等により実態に合わせて異なる額とすることが必要であるため、次の③とは別に規定を置き、「確認大学等の種別その他の事情を考慮して・・・定める」旨を規定する。

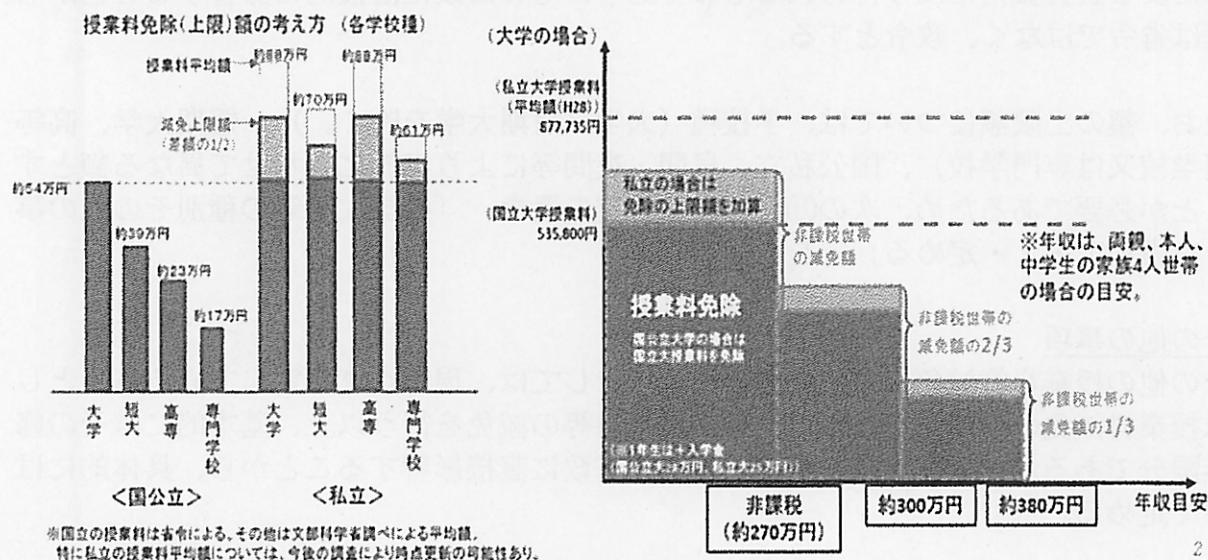
### ③その他の事項

その他の授業料等減免の実施に必要な事項としては、現時点で想定しているものとしては授業料減免の期間がある。これは、授業料等の減免を行う以上、基本的にはその修業年限分であるが、上記の額と同様に国等の財政に直接影響することから、具体的には政令で定める。

政令においては、期間に関連して、休学（留学による場合を含む。）をした場合には、その間は修業年限分としては算入せず、復学後を含めて全体として修業年限分の減免を受けられることについても規定する予定である。

なお、上記①から③の考え方については、既存の独立行政法人日本学生支援機構法に規定する学資の支給における考え方にならったものである。

## 【参考】



## 第15条第1項第4号関係（「虚偽の物件の提出若しくは提示」について）

### 1. 原案の考え方

本法律案では、確認大学等の設置者に対する報告徴収命令の対象に、物件の提出又は提示を規定しているところ、これに違反した場合として、罰則規定においては、虚偽の物件の提出又は提示を定めている一方、確認取消し事由としては、これらを規定せず、扱いを異ならさせていた。

これは、同じく施設の設置者が物件の提出又は提示を含む報告徴収命令に違反した場合について、罰則規定においては、虚偽の物件の提出又は提示を定めている一方、施設の確認に係る取消し事由としては、これらを規定していない子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。取消しについては第40条第1項第5号、罰則については第84条）に倣っていたためである。

#### ○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四 （略）

五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六～十 （略）

2 （略）

第八十三条 第十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

### 2. 今回の修正

上記の案文にした場合、虚偽の物件の提出又は提示について、罰則規定は適用されるが確認の取消し事由にはならないという反対解釈がなされるおそれがあるとともに、以下の例もあることから、御指摘を踏まえ、確認の取消し事由としても、虚偽の物件の提出又は提示を規定することとする。

・物件である「帳簿書類の提出若しくは提示」を報告徴収等の対象として規定し、虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をした場合を取消事由と罰則事由の双方に規定する例として、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）

なお、法律においては、罰則規定に「虚偽の物件の提出若しくは提示」を規定し、取消し事由としては、これを政令で定めている例として子ども・子育て支援法がある。

## 《参考》

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

### （報告徴収等）

第十三条 主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者（以下この項及び次条第一項において「実習実施者等」という。）、監理団体若しくは監理団体であった者（以下この項、次条第一項及び第三十五条第一項において「監理団体等」という。）若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項及び次条第一項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

### （認定の取消し等）

第十六条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 第十三条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五～七 (略)

2 (略)

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第三十五条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二～十二 (略)

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（報告等）

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 (略)

（支給認定の取消し）

第二十四条 支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 その他政令で定めるとき。

2 (略)

第八十七条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2・3 (略)

○子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）

（法第二十四条第一項第三号の政令で定めるとき）

第三条 法第二十四条第一項第三号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 当該支給認定保護者が、正当な理由なしに、法第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 (略)

## 第17条第2項・附則第12条関係（事業団から学校法人に対し減免資金を「交付」すると規定することについて）

国が日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）を通じて私立大学・高専に係る減免費用を支弁する場合には、日本私立学校振興・共済事業団法（以下「事業団法」という。）第23条第1項第1号に規定する業務（私立大学・高専の経常費補助）と同様、単に事業団を経由して、国から学校法人に資金が移動することとなる。

このため、事業団法第23条第1項第1号において、国の補助金に係る事業団から学校法人への資金移動を「交付」と規定していることを踏まえて、今回の事業団から学校法人への資金移動についても「交付」と規定することとする。

なお、事業団を通じた減免費用の支弁についての規定である第17条の用例とした独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構については、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）において、国から鉄道事業者への「補助することができる」と規定し（同法第10条第1項）、その間の資金移動を担う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務を規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第13条第2項第2号では、鉄道事業者に対し「交付」と規定している。

### 《参考》

#### ○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）

（業務）

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。
- 二～十 （略）
- 2・3 （略）

#### ○踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）

（補助）

第十条 国は、保安設備の整備による指定踏切道の改良を実施する鉄道事業者（政令で定める者に限る。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その実施に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 （略）
- 3 国は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の定めるところにより、第一項の規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。

#### ○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）

（業務の範囲）

第十三条 (略)

2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

二～四 (略)

3・4 (略)

## 第19条第3項関係（「対して」について）

両罰規定の規定ぶりについて、「行為者を罰するほか、その法人又は人に対して」及び「刑を科する。」の条件で検索したところ、509件あり、そのうち、「対して」が226件、「対しても、」が183件、「対しても」が53件、「対して、」が47件であった。

このため、本条項の規定ぶりは、用例数が一番多い「対して」とする。

### 【修正後の条文】

第十九条 (略)

2 (略)

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

### 《用例》

○農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）

第三十七条 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

## 附則第5条関係（不正利得の徴収の見出しについて）

不正利得の徴収に関し加算金の徴収ができる旨の規定がある条文の見出しを「不正利得の徴収」「不正利得の徴収等」のいずれにすべきかについては、以下のことから、「不正利得の徴収」としたい。

- ①子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第12条等において、不正利得の徴収に関し加算金徴収も規定する場合であっても、条見出しは単に「不正利得の徴収」となっており、今回の改正内容も同条と同様の規定ぶりであること。
- ②加算金の徴収について規定し、条見出しを「不正利得の徴収等」としているものは5件あるが、これらは、診断書に虚偽記載をした医師等に対し連帯して徴収金を納付すべきことを命ずることができる旨を、その第2項において規定するものであり、「等」はこのことを指していると考えられるが、今回の改正内容には同様の事項を含まないこと。

### 《参考》

#### ◆条見出しが「（不正利得の徴収）」であるもの

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

##### （不正利得の徴収）

第十二条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

##### （不正利得の徴収）

第三十四条 都道府県は、偽りその他不正の手段により特定医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その特定医療費の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 都道府県は、指定医療機関が、偽りその他不正の行為により特定医療費の支給を受けたときは、当該指定医療機関に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

##### （不正利得の徴収）

第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるとき

は、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。
- 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条に規定する法律で定める歳入とする。

◆条見出しが「（不正利得の徴収等）」であるもの

○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（不正利得の徴収等）

第二十二条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一条の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。

- 2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帶して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

- 3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（不正利得の徴収等）

第五十九条 偽りその他不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者があるときは、後期高齢者医療広域連合は、その者からその後期高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は第七十八条第一項に規定する主治の医師が、後期高齢者医療広域連合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その後期高齢者医療給付が行われたものであるときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医又は主治の医師に対し、後期高齢者医療給付を受けた者に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第七十四条第五項（第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

（不正利得の徴収等）

第六十五条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項（第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十四条の二第五項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

4 都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払わせる額の徴収又は収納の事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものを行うことができる。

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

（不正利得の徴収等）

第四十七条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、協会は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、船舶所有者が虚偽の報告若しくは証明をし、又は保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）において診療に従事する保険医（同法第六十四条に規定する保険医をいう。以下同じ。）若しくは同法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、協会に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、協会は、当該船舶所有者、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 協会は、保険医療機関若しくは保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第六十一条第四項（第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条第六項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十六条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（不正利得の徴収等）

第五十八条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関において診療に従事する第六十四条に規定する保険医若しくは第八十八条第一項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

- 3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項（第一百一条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第一百十条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

## 附則第5条関係（不正利得の徴収に係る加算率の設定について）

今回の支援措置においては、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が支給する学資支給金の額が大幅に増額されるところ、十分な不正対策を講じる観点から、不正利得の徴収に際し、機構が「百分の四十を乗じて得た額以下」の加算金を徴収できる旨の規定を整備することとしている。

この点、不正利得の徴収に関し自治体等が一定の率以下の加算金を徴収することができる旨の規定を置く他の制度においては、加算金の具体的な適用（加算金を具体的にどのような場合にどの程度付すか等）については、以下のような取扱いとなっている。

### ①介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の例

- ・市町村は、「厚生労働大臣の定める基準により、不正に給付を受けた者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。」とされている。（同法第22条第1項）
- ・上記の「厚生労働大臣の定める基準」では、原則は「百分の百に相当する額以下で市町村長が定める額」としつつ、不正行為が特に悪質であると市長村長が認める場合には「百分の二百に相当する額以下で市町村長が定める額」を徴収することとしている。

### ②生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の例

- ・都道府県又は市町村の長は、保護費や就労自立給付金費・進学準備給付金費の不正受給者等に対し、その費用の額の全部又は一部を徴収するほか、「その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」とされている。（同法第78条第1項及び第3項）※同条第2項において医療機関等の不正受給についても同様に規定。
- ・法律上徴収できる加算金の取扱いについては、特段国（厚生労働省）において運用の基準等を示してはおらず、都道府県・市町村等に委ねられている。（例えば、沖縄県那覇市では、加算措置取扱要領において、100分の10～40までの率のうち、過去に不正受給の事実があるか否か等の事由の数に応じて、悪質性が特に高い場合ほど高い率としている。）

上記のとおり、制度によって加算金の具体的な適用に関する国の関与の度合いは異なっているが、今回の学資支給金の場合には、個別具体的な事案における対応において平等な取扱いとするため、百分の四十を乗じて得た額以下の範囲内でどのような場合にどのような加算率を適用するのかについては、予め一定の基準を定めておくことが適切である。

その基準については、以下を踏まえ、機構が業務方法書において規定することを検討している。

- ・上記制度と異なり、加算金を課す主体が機構のみであり、必ずしも全国的基準を国が策定しなくてはならないものではないこと。
- ・機構の業務方法書は文部科学大臣認可であり、機構の業務実施の基本的な指針となるものであるところ、業務方法書において一定の基準を規定すれば、機構により基準に則った運用が行われることとなること。
- ・機構は奨学金支給や不正利得の徴収等に係る豊富な知見やノウハウを有しており、

機構が主体となって基準を策定することにより、実態に即した適切な基準の策定が可能となること。

## 《参考》

### ○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（不正利得の徴収等）

第二十二条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一条の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。

2・3 (略)

### ○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

## 附則第6条第2項関係（学資支給基金に係る経過措置について）

新制度に基づく給付が開始される2020年度以降は、現行の給付型奨学金について新規の募集は行わないが、既に支給契約を行った者に対しては支給を行うこととしている。

この現行の給付型奨学金は、引き続き学資支給基金から支出することとなっており、このため新法において学資支給基金を廃止することとした後も一定期間存続させる経過措置（※1）を置くこととしている。その規定ぶりについては、「支給に係る業務及びそれに附帯する業務が終了する日」とすることも検討したが、以下の観点から、単に「旧学資支給金の支給が終了する日までの間」と規定することとした。

- 「支給に係る業務や附帯する業務が終了する日まで存続する」との規定ぶりとした場合、不正受給分や学業成績が著しく不良となった場合の返還等の業務（※2）の終了まで含まれることになる。この場合、学資支給基金を相当長期にわたり返還金等の受け入れのためだけに存続させる必要が生じうるが、公金を有効活用する観点からは、可及的速やかに国庫に返納することが適切である（当該対応方針について、総務省と調整済）。
- 学資支給が終わった後に生じる事務としては、返還に関する事務の他は、最終事業年度の財務諸表等の作成、その文部科学大臣への提出、残余の額の国庫返納等の学資支給基金廃止に伴う残務処理があるが、かかる事務は機構法第13条の機構の業務の一環として行うことができると解されるところ、そのために学資支給基金自体を存続させる必要はなく、学資支給基金としては支給終了まで存続していれば足りる。（なお、学資の支給が終了し、学資支給基金が廃止された後は、返還金は一般勘定で受け入れた後に国庫に返納することとなる（総務省と調整済）。）

※1 経過措置の期間としては、最長で、2019年度に支給を開始した6年制の学部生に対する、その在学期限である12年間が想定される。（休学は最長2年可能であるが、累積で2年ではないため、2年未満の休学を繰り返した場合、大学における在学期限が最長となる。）

※2 返還に係る業務については、奨学金の返還が困難な者について、例えば、破産等により債権の償却が可能になるのを待つ必要があるなど、相当長期にわたる対応が必要となり得る。

## 附則第6条第3項及び第7条関係（罰則規定と「なお効力を有する」規定について）

過去5年間（平成26年から平成30年）を対象に、「なおその効力を有することとされる場合」及び「罰則の適用については、なお従前の例による。」を条件として、検索した結果、6件該当があった。

このうち、罰則規定を削除（罰則規定を含む法律を廃止した場合、又は、罰則規定の適用を受ける対象を定める規定を削除したことに伴い、当該罰則規定そのものを削除したり、罰則規定から当該対象を削除している場合をいう。）している点で、本法律案と類似の構造を有するものとして、以下の3件があり、そのうち、罰則規定を、「なおその効力を有する。」とする規定において、効力を持たせる条文に含めて規定している例が2件、含めて規定していない例が1件あった。

このように、罰則規定を「なおその効力を有する」ものとする規定に含めている例の方が含めていない例より多いことや、そのうち漁業法等の一部を改正する等の法律は、この3件の中で最も直近（平成30年12月14日公布）の例であることも踏まえ、本法律案においても、罰則規定を「なおその効力を有する」ものとする規定に含めることとする。

なお、「なおその効力を有する」ものとする規定について、当該規定が「なお効力を有する」期間を明確にするため、「事項の規定により国庫に納付するまで（残余がない場合にあっては、前項の支給が支給する日まで）の間は、」と規定する。

### 《罰則規定を「なおその効力を有する」ものとする規定に含めている例》

○漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）

#### 附 則

（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十八条 この法律の施行の際現に第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二条第五項に規定する特定海洋生物資源又は同法第五条第一項に規定する第一種指定海洋生物資源若しくは同項に規定する第二種指定海洋生物資源として定められている海洋生物資源については、施行日から起算して一年を経過する日（当該日までに当該海洋生物資源が新漁業法第十二条第二項第三号に規定する特定水産資源として定められた場合にあっては、当該特定水産資源に係る同号に規定する管理年度の開始の日の前日）までの間は、第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（第十三条から第十五条までを除く。）の規定は、なおその効力を有する。

#### （罰則に関する経過措置）

第三十条 この法律の施行の日前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場

合におけるこの法律の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

※ 本一部改正法においては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止を内容とする法改正を行っているところ、上記附則第28条により、経過措置として、一定の期間、廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定を、一部の規定を除き、なお効力を有するものとしており、同法における罰則規定についても、当該なお効力を有するものとする規定に含まれている。

【廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律における罰則規定の例】

（罰則）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 （略）

第二十三条～第二十五条 （略）

○農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）

附 則

（存続中央会に係る旧農協法の効力）

第十条 前条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会（以下「存続中央会」という。）については、旧農協法（第七十三条の十七、第七十三条の二十一、第七十三条の三十四第三項及び第五項、第七十三条の四十二、第三章第五節並びに第七十三条の四十八第二項を除く。）の規定は、存続中央会が解散した場合又は附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、附則第十二条又は第二十一条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第一百四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

※ 本一部改正法においては、農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）を廃止することを内容とする法改正を行っているところ、上記附則第10条により、経過措置として、一定の期間、中央会に係る旧農協法の規定を、一部の規定を除き、なお効力を有するものとしている。

中央会を含めその対象としていた罰則規定については、本一部改正法により、罰則の対象から中央会を削る改正をした上で、改正前の罰則規定を「なお効力を有する」ものとしている。

## 【旧農協法における農業協同組合中央会に係る罰則】

第一百一条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～二十 (略)

②・③ (略)

第一百一条の三 中央会の役員又は職員が第七十三条の二十二第一項第二号の事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は窃用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

## 《罰則規定を「なおその効力を有する」ものとする規定に含めてない例》

○産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）

### 附 則

（旧産競法第四十一条第一項に規定する指定金融機関の行う事業再編促進業務に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に行われている旧産競法第四十一条第一項の指定金融機関の行う同項に規定する事業再編促進業務については、同条から旧産競法第四十九条まで及び第百三十八条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

### （罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

※ 本一部改正法においては、「設備導入促進法人」という仕組みを削ることを内容とする法改正を行っており、上記の附則第8条において、「なおその効力を有する」ととされている第138条第2項は、設備導入促進法人に対する報告徴収の規定である。同項違反について罰則を定める第151条については、本一部改正法により削除されているところ、附則第8条における「なおその効力を有する」ととされている規定には、第151条は定められていない。

## 【本一部改正法により削除されている第138条第2項及び第151条】

（指定金融機関等に対する報告の徴収等）

第一百三十八条 (略)

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、設備導入促進法人から設備導入促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、設備導入促進法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

る。

3～5 (略)

第百五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

## 附則第12条関係（事業団による減免資金の交付先を「学校法人」と規定することについて）

1. 本法律案第10条第1号は、国が減免費用を支弁する大学等の範囲を、

- ①国私立の大学及び高等専門学校
- ②国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校

と規定している。

上記①のうち私立の大学及び高等専門学校（以下「私立大学・高専」という。）の設置者となりうるのは、学校法人のほか、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項）がある。

2. 今回、事業団の業務として資金の交付を行う範囲としては、学校法人が設置する私立大学・高専に係る減免費用としているため、本法律案附則第12条による改正後の事業団法第23条第4項においては、減免資金の交付先に「学校法人」と規定している。

なお、学校設置会社が設置する私立の大学・高専（現在存在するのは大学が3校）に係る減免費用は国が直接支弁する。

### 《参考》

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（学校教育法の特例）

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）」とあるのは「、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において「学校設置会社」という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第九十五条（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場

合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条第一項の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社（以下この条及び第十九条第一項第一号並びに別表第二号において「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していかなければならない。

一～三 (略)

3～13 (略)

## 第15条関係（見出しについて）

第15条は、取消し事由と公表規定の準用を定め、見出しを「確認の取消し等」と規定しているところ、届出事由と公表規定の準用を定めている第9条においては、「・・・届出」と規定し、「等」を付していない。第15条においては、これまで、公表規定の準用に加え、欠格事由も規定していたことから、見出しにおいても「等」を付していたが、今回の修正により、同条からは、欠格事由は削除され、公表規定の準用のみとなり、第9条と同じ状況となったため、第15条の見出しからも「等」を削ることとする。

## 第15条第1項第1号関係（「確認要件を満たさなくなったとき」について）

原案では、確認要件を満たさなくなった場合を届出事項として規定する第9条第1項第1号においては、「確認要件に適合しなくなったとき」と表現し、確認要件を満たさなくなった場合を取消し事由として規定する第15条第1項第1号においては、「確認要件を欠くに至ったと認めるとき」と表現していた。

今回の修正では、確認要件を規定する第7条第2項柱書において、確認要件に続く表現ぶりとして「満たしている」と規定したことに伴い、届出事項と取消し事由においても、表現を統一し、いずれも「確認要件を満たさなくなったとき」と規定することとする。

## 附則第9条及び第11条関係（地方財政法の一部改正における追加する号の規定ぶり及び地方税法の一部改正に伴う経過措置追加について）

内閣法制局第三部における審査を踏まえ、附則第9条（地方財政法の一部改正）及び附則第11条（地方税法の一部改正に伴う経過措置）の条文を修正・追加している。

### （附則第9条について）

地方財政法第10条に新設する同条第35号について、対象の専門学校の範囲が当該規定の文言からより明確になるように修正を行った。

#### ※旧条文案

「三十五 確認大学等に係る授業料等減免に要する経費（私立の専門学校に係るものに限る。）」

↓

#### 今回の修正案

「三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費」

### （附則第11条について）

日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正により、日本私立学校振興・共済事業団の業務に新たな交付業務（※）が追加される（現行の事業団法第23条第4項が第5項となり、新たに第4項を追加）ことに伴い、当該業務の用に供する固定資産についても非課税措置を講ずるべく、地方税法の規定の整備を行うこととしているが（附則第10条）、これに併せ、非課税措置の対象を適切に規定するための経過措置も整備することとした。

（当該年の1年間について課税対象となるか否かが決まる賦課期日である平成32年1月1日時点では、新業務に係る資産は存在せず、非課税措置の対象資産は当然存在しないため、対象資産が生じうる平成33年1月1日を賦課期日とする年度分から非課税措置を適用させることを規定する。）

※ 私立である大学及び高等専門学校における授業料の減免費用に充てるための資金について、国から交付された資金を財源として交付する業務

◇大学等における修学の支援に関する法律案 読替表

【第十七条第一項による第十二条第一項及び第三項の読替え】

○大学等における修学に関する法律案 (抄)

(傍線部分は読替部分)

	後	前
	読 替	読 替
（認定の取消し等）		
第十二条 (略)		
2 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長に届け出なければならない。		
3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免資金を既に交付しているときは、国税徴収の例により、当該設置者から当該減免に係る減免資金を既に交付しているときは、国税徴収の例により、当該設置者から当該減免資金に相当する金額を徴収することができる。		
4 (略)		

【附則第十二条による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第二十七条に規定する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条の二並びに第二十四条の二の読み替え】

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）（抄）

（傍線部分は読み替え部分）

（事情変更による決定の取消等）	（事情変更による決定の取消等）
第十条　日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。	第十条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
2　日本私立学校振興・共済事業団の理事長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。	2　各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
3・4　（略）	3・4　（略）
（決定の取消）	（決定の取消）
第十七条　日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使	第十七条　各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使

補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に關して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2～4 (略)

(補助金等の返還)

第十八条 日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に關し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければなければならない。

2 日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 (略)

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に關し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九

用をし、その他補助事業等に關して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2～4 (略)

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に關し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 (略)

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に關し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九

五パーセントの割合で計算した加算金を日本私立学校振興・共済事業団に納付しなければならない。

2 様助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を日本私立学校振興・共済事業団に納付しなければならない。

3 日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 日本私立学校振興・共済事業団の理事長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

(理由の提示)

第二十一条の二 日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に對してその理由を示さなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する日本私立学校振興・共済事業団の理事長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に對してその理由を示さなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

# 大学等における修学の支援に関する法律案（仮称） (説明要旨)

この法律案は、我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずるものであります。

## （法律案の概要）

### 1. 規定の内容

#### (1) 大学等における修学の支援

大学等における修学の支援は、①の学資支給と②授業料等減免とする。

① 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法（以下「機構法」という。）

第17条の2の学資支給金の支給とする。

② 授業料等減免は、以下の通りとする。

ア. 大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）の設置者は、大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること等の要件を満たしていることの確認を求めることができる。

イ. ア. の確認を受けた大学等の設置者は、当該大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものを授業料等減免対象者として認定し、その者に対して授業料及び入学金の減免を行うものとする。

ウ. 授業料等減免に要する費用は、大学等の種類に応じ、国又は地方公共団体が負担する。

#### (3) 財源

①及び②に関して国の負担する費用は消費税の税収増を活用して確保するものとする。

#### (2) 附則改正における関係法律の整備

(1) に伴い、機構法における学資支給基金に関する規定の削除及び学資支給金に係る不正利得の徴収の際の加算金規定の整備等、関係法律の規定の整備を行う。

### 2. 施行期日

平成32年4月1日（準備行為については公布の日）から施行予定。